

イスラム世界における女奴隷

——『千夜一夜物語』と同時代史料との比較——

Female Slaves in the Islamic World: Comparison between *the Arabian Nights* and its Contemporary Sources

波戸愛美

Throughout the history of the Islamic world, very little is known about females, especially female slaves. Their activities were generally not reported in historical sources; especially, they made no mention of female slaves. This paper aims to study female slaves in the Islamic world during the fourteenth and fifteenth centuries. This study is based on the following three sources: *Alf Layla wa Layla* (also known as the *Arabian Nights*), the travel journal which known as *Rihla Ibn Battūta*, the chronicle *al-Ta'liq* (meaning miscellaneous remarks). These sources provide rich information on female slaves, how they were sold, and their marriage, manumission and death. This paper will present the following conclusion. Many differences were found among the slaves in terms of their work and social relation. This suggests variety and ambiguity of slaves in the society where female slaves could play an important role to go beyond the borders between male and female, and free and unfree by their close tie to the masters.

Key words : Female Slaves Borderless Variety

これまでのイスラム史における歴史研究では、女性に関するものは非常に少ない。なぜなら、女性の記述は通常の歴史史料には現れないためである。特に、記述の非常に稀な女奴隷に焦点を当てられることはほぼなかった。本稿は、その女奴隷に着目し、イスラム世界の女奴隷の姿の一端を明らかにすることを目的とする。史料として、他史料には記述の稀な女奴隷の仕事、売買、解放、死の豊富な記録が含まれるアラビア語の説話集『千夜一夜物語』*Alf Layla wa-Layla*、ウラマー（知識人階層）の旅行記である『大旅行記』*Tuhfa al-Nuẓar fī Gharā'ib al-Amṣār wa Ajā'ib al-Asfār*、年代記『日録』*al-Ta'liq*を用いる。結論としては、まず女奴隷が非常に広範な範囲でイスラム社会に浸透し、多様な仕事を担っていたことがあげられる。特に女奴隷にしかできない仕事の存在は、奴隷が自由人には不可能な社会的職能を担い、性差を跨ぐボーダレスな役割を果たしていたことの現れであるといえよう。

キーワード : 女奴隷 境界を超える存在 多様性

はじめに

イスラム史においては、前近代の時代の女性を取り扱った研究は少ない¹。その理由としては、女性自体に関する記述や女性自身の手による史料がほとんど存在せず、実態に即した研究が困難なためである。それにも関わらず、イスラム世界の女性についてはヴェール、隔離や抑圧といったイメージが流布し、中世についても同様の論調で語られてきた。その中でも女奴隷²に関する事例は特に少なく、その実態に即した研究を行うことは困難であった。

加えて、イスラム中世史における奴隷に関する研究においても、政治や軍事の中心を担ったエリート層の男奴隷(マムルーク)の研究が中心であり、それ以外の一般の奴隷、特に記述の非常に稀な宦官や女奴隷に焦点が当てられることはほとんどなかった。

本稿は、その中でも今まで特に研究のなされてこなかった女奴隷の姿の一端を明らかにすることを目的とする。

I. 史料解題

既に述べたように、前近代のイスラム史研究において女性に関する記述はほとんど存在しない。なぜなら、通常史料として使われる年代記や伝記集には女性が登場しないからである。そこで、本稿では年代記には現れない豊富な女奴隷の事例を有する文学作品、旅行記を用い、事例を収集した。

本稿で主に取り扱う史料のひとつが、イスラム世界で口承と写本の二系統により発展し、成立した説話集『千夜一夜物語』*Alf Layla wa Layla*である³。日本では『アラビアン・ナイト』の名前でよく知られるこの説話集の元となる写本系統は、エジプト系とシリア系に大別されている。エジプト系写本の代表的な版として、東洋文庫版日本語訳⁴の原典でもあるカルカッタ第二版⁵などがある。19世紀以降にヨーロッパでベストセラーとなった英訳のパートン訳や仏訳のマルドリユス訳もこれらの版に拠っているが、翻訳の時点で大幅な改変が加えられている。これらのエジプト系写本は、現在知られている千一夜分の話を含むが、物語の舞台である中世に書かれたものではなく、19世紀以降に成立したものである点に注意を払う必要がある。他方、シリア系写本に拠る版として、1994年に出版されたライデン版⁶があげられる。校訂者Mahdiによると、この版は内容はほぼ40話282夜分を含み、シリアで書き留められたものであり、18世紀初頭に出版されたガランの仏語訳⁷に使われたパリ写本を校訂したものであるとする。加えて、14世紀頃に知られていたほとんど全ての写本を校合したとされている。ライデン版は、『千夜一夜物語』のなかでは物語が書き留められた時代・地域が確定している唯一の刊本であるために、同時代の他の史料との比較が可能となる。

『千夜一夜物語』ライデン版とカルカッタ第二版の関係について述べると、まずそれぞれシリア系統、エジプト系統という異なる写本系統に属することがあげられる。次に、成立年代がライデン版は

14-15世紀、カルカッタ第二版は19世紀という400年の差があるということも大きな違いといえるだろう。加えて物語の収録されている長さも異なる。ライデン版282夜分に対して、カルカッタ第二版は千一夜分の物語が収録されている。しかし写本系統や成立年代は異なるが、基本的にライデン版に含まれている物語は細部の違いはあれども全てカルカッタ第二版にも収録されている。

『千夜一夜物語』は、数少ない民衆の手による史料であり、歴史史料と異なり女性が頻出する。勿論、『千夜一夜物語』はフィクションであり、その中に描かれている姿には誇張や語り手の偏見が含まれる可能性も考えられる。だが、『千夜一夜物語』には名も知れない作者や語り手たちの、歴史史料にはあらわれない気負いのない物の見方や、さまざまな視点がみられる⁸。『千夜一夜物語』は、いわゆる正統的な文学作品ではなく、アラブ世界内部の知識人からは民衆文学として軽視される傾向があった⁹。しかし、この中の奴隷の姿に、他史料では知ることができない中世のアラブ・イスラム世界における奴隷像、すなわち当時の人々が奴隷をどう捉えていたのかという見方が反映されている可能性がある。また、歴史史料と異なり一般庶民の視点も窺い知ることができるのも、大きな特徴である。

次に、14世紀のベルベル系アラブ旅行家イブン・バトゥータ Ibn Baṭṭūṭa (1304- 68/69) が記した『都市の不思議と旅の驚異を見る人々への贈り物』*Tuhfa al-Nuẓār fī Gharā'ib al-Amṣār wa Ajā'ib al-Asfār*、通称『大旅行記』*Rihla Ibn Baṭṭūṭa* (以下、本文においては『大旅行記』と表記する)について解説する。『大旅行記』は、モロッコ・タンジール出身のウラマー(知識人階層)、イブン・バトゥータが1325-1353年にわたりエジプト・シリアなどのマシュリク地方をはじめ、アフリカ、インド、東南アジアなど当時のイスラム世界の全域を旅した記録である。当時のマリーン朝君主、アブー・イナーン・ファリスが書記に書き取らせたものを、さらに口述筆記を加えながら、イブン・ジュザイイが編纂した。本稿では原典として Defrémery と Sanguinetti の校訂によるパリ版¹⁰を使用する。

また、『大旅行記』にも、事実の記録である旅行記の部分と、驚異譚としての部分が存在することは既に先行研究によって指摘されている通りである。具体的には、イブン・ジュバイル(1145-1217)などの先行する旅行記からの借用がみられること¹¹、旅程に疑問があること¹²、架空の驚異譚の叙述が混在すること¹³があげられる。

しかし、奴隷の記述については、イブン・バトゥータが各地で奴隷をどのような存在として捉えたか、また奴隷の購入者、主人としてこれをどのようにみていたかは当時の一個人の生の視点を示す、貴重な史料である。また、驚異譚として語られている部分についても、イブン・バトゥータがどのような場にどのような奴隷がいると考えていたかという視点から分析しよう。ただ、歴史的史料価値が高いとされるマシュリク(東アラブ)、インドなどの記述と、低いとされる中国、東南アジアの記述の性格の違いに留意する必要がある。

最後に、イブン・タウク Ibn Ṭawq (1430-1509)の著した年代記『日録』*al-Ta'liq*¹⁴は、マムルーク朝期シリアにおいてウラマーであり、同時に公証人であったイブン・タウクが15世紀末から16世紀初頭の期間に関して記したもので、年代記ではあるが日記形式で記されている。日記形式という記述方式と、公証人というその仕事のため、スルタンや州総督(ナーイブ)¹⁵など配下にある奴隷軍人の軍事行動や事件の他に、ダマスクスの著名人や彼の知人たちが所有する一般の奴隷の細かな記録や、彼自身が公証人として関わった売買記録が多数残されており、通常の年代記とは異なる奴隷の姿が多く見受けられる。

通常の歴史史料と異なり、女性が頻出するこれらの三つの史料を用いて、イスラム世界における女奴隷に主眼をおき、女奴隷とはどのような存在だったのかについて考察してみたい。

II. 奴隷の定義

まず、女奴隷について論じる前にイスラム世界における奴隷について概観しておきたい。

イスラムでは奴隷はどのように定義されていたのだろうか。イスラム法の第一の法源であるクルアーン(コーラン)において、例えば第2章178節に「信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた。自由人 *ḥurr* には自由人、奴隷 *abd* には奴隷、婦人 *unth* には婦人と¹⁶」などの章句により、奴隷はアッラーに認められたものとされていた¹⁷。預言者ムハンマドの言行録であるハディースでも、奴隷に対する親切な取り扱いが繰り返し説かれた。また、イスラム法では基本的には、他者を奴隷化する手段は、戦争で捕虜とすることまたは女奴隷の子供であることに限定され、その他の手段は否定された¹⁸。つまり、生まれてくる子供の身分は母親に従うとされ、そのうえ自由人の父親が子供を認知すれば、その時点で子供は自由人となることができた。

イスラム世界における奴隷は、「物」としての性格、つまり売買・相続・贈与の対象となりうることと、「人」としての性格、例えば主人の許可があれば結婚が可能であり、また自分の離婚に関しては主人の強制を拒否できること¹⁹を特徴としてあわせ持つ²⁰。

次に、軍事奴隷と家内奴隷を主体とし、農業奴隷が少ないことが第二の特徴としてあげられる。

イスラム初期(7世紀)からマムルーク朝(1250-1517)まで、イスラム世界では奴隷に対しての解放や親切な取り扱いが推奨され、ザンジュの乱²¹(869-883年)をのぞいては、奴隷反乱も奴隷制に対する批判も起こらなかった。

イスラム世界における奴隷制はイスラムが独自に生み出したものではなく、前代からの慣習を継受したものであること、基本的にはクルアーンにより奴隷の存在はアッラーが認められていたことに特に注意しておきたい。

1. 法制上の奴隷

イスラム世界において、時代・地域を越えた原則・規範となるクルアーンには、どのような形で奴隷への言及がなされているだろうか。まず、女奴隷に限らず、奴隷に関する記述がある条項をあげると、刑罰関連2件²²、解放・善行関連8件²³、婚姻関連6件²⁴、女性関連3件²⁵、その他6件²⁶に分けられる。

例えば、刑罰関連の条項のうちのひとつ、クルアーン第4章25節には次のようにある。

あなたがたの中、信者の自由な女を娶る資力のない者は、汝の右手の所有する *mā malakat aymānu-kum*²⁷ 信仰ある女を娶れ。アッラーはあなたがたの信仰を熟知される。あなたがたは、(皆)一人の者から次々に(生まれた者で)ある。だから女性の家族の承諾を得て、かの女らと結婚しなさい。そして妥当な婚資を、かの女らに贈れ。かの女らが慎ましく、淫らでなく、また隠した友もないならば。かの女らが妻となった後に、破廉恥な行いがあれば、懲罰は自由な女に科せられる半分である²⁸。

これは、ムスリムの女奴隷との結婚を奨励するものである。奴隷に

対する刑罰は自由人の半分であることがここに明記されている。これは密通の場合だけではなく、奴隷の刑罰一般に適用されていた²⁹。刑罰だけでなく、婚資も半分とされている。基本的に、奴隷の刑罰も権利も自由人の半分であることが定められているともいえるだろう。

次に、解放や善行に関しては、例えば第5章89節には次のように書かれている。

アッラーは、あなたがたの軽はずみな言葉の誓いに対し、あなたがたを非難されない。だがあなたがたが誓って約束したことに対してはその責任を問う。その贖罪には、あなたがたの家族を養う通常の食事で、10名の貧者を養え、またはこれに衣類を支給し、あるいは奴隷1名を解放しなさい。(これらのことが)出来ない者は、3日間の齋戒をしなさい。それがあなたがたが誓いをした時の賠償である³⁰。

次に、婚姻関連に関しては、例えば第24章33節にも次のような女奴隷との結婚及び解放を推奨する章句がある。

結婚(の資金)が見つからない者は、アッラーの恩恵により、富むまで自制しなさい。またあなたがたの右手が持つ者の中、(解放の証明)証書を求める者があって、あなたがたがかれらの善良さを認めるならば、その証明を書きなさい。なおアッラーがあなたがたに与えられた資財の一部をかれらに与えなさい。奴隷の娘たちが、貞操を守るよう願うならば、現世のはかない利得を求めて醜業を強制してはならない。かの女らが仮令誰かに強制されたなら、アッラーがやさしく罪を赦し、いたわって下さろう³¹。

また、特に女性に関するものとして、例えば第24章31節に次のようなものがある。

信者の女たちに言ってやるがいい。かの女らの視線を低くし、貞淑を守れ。外に表われるものの外は、かの女らの美(や飾り)を目立たせてはならない。それからヴェールをその胸の上に垂れなさい。自分の夫または父の外は、かの女の美(や飾り)を表わしてはならない。なお夫の父、自分の息子、夫の息子、また自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子または自分の女たち、自分の右手に持つ奴隷、また性欲を持たない供回りの男、または女の体に意識をもたない幼児(の外は)³²。

このように、クルアーンにおける奴隷に関する記述は25件存在し、また奴隷解放の推奨などが既に明記されていた。

但し、主人は奴隷を扶養する義務を負っていた。柳橋博之は、奴隷の扶養に関する各学派の見解の相違はあまりなく、争点もないことを指摘している³³。

そして、ブハーリー(1329没³⁴)は、奴隷身分を「他人によって所有されることから由来する法的な劣等性 *du'f hukmi*」と定義している³⁵。それは、「法的に劣等であるがために、身体的に強健であっても、証言や司法や後見や所有や婚姻などの能力を欠いている³⁶」とされている。但し、柳橋博之が指摘するように、この劣等性は主人の権利の保護を目的とするものであり、従って主人がその制限を撤廃すれば、奴隷がその本来持っていた行為能力、例えば財産所有権などを回復する³⁷。

2. 奴隷の用語法

クルアーンで使われる用語以外にもアラビア語では、奴隷を表す言葉は数多い。

基本的に、イスラム世界で奴隷一般を表す言葉としてはラキーク *raqiq* があげられる。その本来の意味は「新たに所有された奴隷³⁸」というものであり、イスラム法上では奴隷状態、奴隷身分のことを「繊細さ」「純粹さ」を意味する3語根 *r-q-q* から形成されたリック *riqq* という用語で表現する³⁹。女奴隷をさす代表的な用語としては、セム系の言語から流入しヘブライ語の聖書でも同様に女奴隷として使われている⁴⁰ 女性名詞 *アマ* *ama*、「流れ、走り」を原義とする3語根 *j-r-y* から形成された能動分詞女性単数 *ジャーリヤ* *jariya* があげられる。また、それら以外にも「喜び」を意味する3語根 *s-r-r* から形成された奴隷身分の側妻をさす *スリーヤ* *surriya* など、奴隷をさす用語は実に豊富である。また、「描写、賞賛、貢献」を意味する3語根 *w-ṣ-f* から形成された奴隷身分の召使いをさす *ワスイーフ*、原義を「装飾」とする3語根 *q-y-n* から形成された、奴隷身分の歌姫をさす *カイナ* *qayna* という用語もある。

次に、男奴隷をさす代表的な用語としては、「欲望による興奮」を原義とする3語根 *gh-l-m* から形成された動名詞 *グラーム* *ghulām* と、「所有」を示す3語根 *m-l-k* から形成された受動分詞男性単数形 *マムルーク* *mamlūk* がある。そして、アラブの歴史史料の中では、アブド・abdは黒人奴隷を、マムルークはトルコ人などのいわゆる白人奴隷を意味する用法が早くから成立していた⁴¹。

では、マムルーク朝期においては奴隷を示す用語はどのように定義されていたのだろうか。その手がかりのひとつとして、イブン・マンズール *Ibn Manẓūr* (1233-1311/12⁴²) の編纂した辞書『リサーン・アルアラブ』*Lisān al-‘Arab*⁴³ がある。これはイブン・スィーダ *Ibn Sīda* (1066没) らの先行する複数の辞書から抜粋した記事を統合して執筆されたものであり、その完成度の高さからアラビア語学史上において最も有名な作品のひとつとなった。アブドの項⁴⁴ に特に奴隷概念について詳しい説明があるので、それからみてみたい。まず、以下のように定義されている。「自由人 *hur* と、奴隷 *raqiq* とを問わず人間。そこから、人間とは創造主に所有された存在であるとみなされる」。また、イブン・マンズールは次の節で、以下のように説明している。「アブドとは、所有された者 *mamlūk* であり、自由人 *hur* の反対である」。ここでは、アブドが明確に自由人と区別され、マムルークという語を使って定義されていることにも注目したい。次に、*ウブーディーヤ* という抽象名詞は、「財産 *milk* として生まれたアブドたちに特に *イビッダー* という複数形を使う者もある。」と定義されている。これも、アブドが他者の所有、つまり奴隷であることを明示していると考えていいだろう。

加えて、イブン・マンズールは預言者ムハンマドの教友、アブーフライラの次のようなハディースを紹介している。「お前たちの中の誰一人として、お前の奴隷 *mamlūk* に対して私の奴隷 *‘abd-i*、私の女奴隷 *amat-i* と言ってはいけない。」

奴隷に対してアッラーの僕をさす言葉(アブド)では呼ばないよという預言者の言行が、マムルーク朝期に成立した辞書とハディース集に共に取り上げられているということは、その奨励が当時でも生きていた証拠である。

では、女奴隷をさす言葉はどのように定義されているだろうか。まず *ジャーリヤ* からみてみると、「*ジャーリヤ* とは、少女性の明白な若い女性 *fatiya* である⁴⁵」とされている。*ジャーリヤ* は従来の研究では女奴隷をさす用語とされてきたが、ここではアブドの場合と異なり、特に奴隷身分をさすと定義されていないことに注目したい。こ

れに対して、奴隷身分の側妾をさすスリーヤは、「スリーヤとは財産 milk として、また性的交渉のために所有された女奴隷 jāriya である⁴⁶」とされている。財産であるとの表現から、スリーヤが明らかに女奴隷としての意味で使われていることがわかる。

Ⅲ. 女奴隷の社会生活

1. 女奴隷の売買

イスラム世界における奴隷は、人としての性格と物としての性格を併せ持つことが特徴とされる。物としての奴隷の性格が最も顕著に現れ、人と最も異なる点は、奴隷が売買と贈与の対象となることである。

奴隷の売買の手段としては、1. 奴隷市場、2. 個人間の取引、の二つが考えられる。

『千夜一夜物語』においては、奴隷売買は、奴隷市場においてか、買い主のもとに奴隷商人がやってくるといった形で行われている。同時代史料との比較が可能なライデン版から事例を抜き出してみると、「女奴隷アニス・アルジャリスとヌール・アッディーン・イブン・ハーカンの物語」には、奴隷の売買の記述が幾度か現れる。王に素晴らしい女奴隷を望まれたワジール⁴⁷(宰相)は、すぐさま市場に向かい、奴隷商人に「10,000 ディーナール(金貨の単位)以上の美しい女奴隷がやってきたら、売りに出す前にこちらに見せるように⁴⁸」と命令する。そして、女奴隷アニス・アルジャリスがペルシア人の仲買人の手によって大臣のところ连接到られるが、仲買人は彼女の値段を聞かれて次のようにいう。

ああ、ご主人様! 彼女の値段は 10,000 ディーナールでございます。しかし、彼女の持ち主が誓って申しますには、彼女が食べました鶏や、彼女が飲みました酒、そして彼女の先生方からいただきました恩賜の衣といったものの値段がそれではまかないきれないとのことでございます。なぜなら、彼女は書道、言語学、アラビア語、クルアーンの解釈、文法学、医学、法学などを修め、それと同様にあらゆる諸楽器の演奏にも通じているのでございます⁴⁹。

この台詞は、女奴隷アニス・アルジャリスが主人のもとで衣食住を保証され、また高度な教育を受けていたことを示唆するものである。そして、仲買人はその養育費をも大臣に払えと要求している。

『千夜一夜物語』、特に19世紀に成立し、ライデン版よりも多くの話を含むカルカッタ第二版では、このような高度な教育を受けた女奴隷の物語は少なくない。ライデン版には女奴隷を主人公とする話や、物語の主体とする話は収録されていないが、カルカッタ第二版にはそのような女奴隷の話が収録されている。特に有名な女奴隷は、女奴隷タウッド⁵⁰であり、彼女は並みいる学者や書道の大家、音楽家などと競い、その全てに打ち勝ち主人を救うという筋立てである。また、主人と生き別れになった女奴隷が男装してスルタンになり、善政を行う話まで存在する⁵¹。前嶋信次は、論文「アラビアンナイトの女たち⁵²」において、『千夜一夜物語』カルカッタ第二版に登場する女性像には優しく穏やかな理想の女性像から、男を手玉にとる悪女まで、様々な女性が姿を現すことを指摘した。その中に、このように、後世の版ではあるが、才能ある女奴隷が活躍し、能動的な役割を果たす話が多いことも念頭においておきたい。

ここで再びライデン版の事例に目を転じると、奴隷の売却も同じく奴隷市場で行われている。主人ヌール・アッディーンの家が傾き、

家財を売り払ってもう売るのがなくなったとき、アニス・アルジャリスは以下のようにいう。

我がご主人さま、私に考えがあります。すぐに起き上がって、私を市場に連れて行ってお売りください。あなたは、お父上が私を 10,000 ディーナールでお買い求めになったことをご存知です。多分、力強く偉大なるアッラーはあなたに、この値段に近い(金額を)お与えになるでしょう。もし力強く偉大なアッラーが私たちが再び会うことを思召しなら、私たちはめぐり会うことができるでしょう⁵³。

奴隷が家財になりうる、また奴隷自身が自分の価格、すなわち価値を覚えていて売却を助言するという例である。

このように、物語である『千夜一夜物語』ライデン版においては、女奴隷の売買の事例は5件ある⁵⁴。そしてこの5件全てにおいて、女奴隷の売買の場面では全て奴隷商人や奴隷市場が登場するのである。

対して、著者が公証人であるために、個人間取引の記録が中心となるものが『日録』である。奴隷の売買の事例は16件あるが、その中で奴隷市場が出てくる事例は1件⁵⁵のみである。個人間の女奴隷売買の事例をあげると、例えば次のようなものがある。

私は、ある貴婦人の娘で私の親族である女性に対して、証言した。彼女は、シャイフ、アブー・ファドルの、(シリアに)輸入されたエジプト人の女奴隷 jāriya を購入した。その奴隷の名前はファエイドであり、売却価格は17アシュラフィー(金貨の単位)であった⁵⁶。

Goitein は、9-12世紀のユダヤ社会における奴隷と女奴隷に関する論文で、当時のユダヤ社会においては奴隷の取引は奴隷市場ではなく、二人の私的な個人間取引によって行われていたことを示し、その理由としてユダヤ商人が奴隷取引に関わっていないことを理由にあげた⁵⁷。だが、このような公証人を伴う個人間における奴隷の売買が当時のダマスクスのムスリム社会においても浸透していたことがわかる。同時代史料である『千夜一夜物語』ライデン版と『日録』のこのような記述の差が現れた原因として、『日録』の記述がイブン・タウク本人が仕事として関わった事例が中心であるためだと考えられる。もうひとつの理由としては、『千夜一夜物語』ライデン版は物語であるがゆえに、より話の盛り上がる奴隷市場という「場」が描かれたのではないだろうか。

2. 女奴隷の仕事

『千夜一夜物語』『大旅行記』『日録』には、さまざまな場で働く多様な仕事を持つ女奴隷の姿が頻出する。本節では、同時代に成立した三つの史料から、女奴隷の仕事の特徴について考察してみたい。

次の表は『千夜一夜物語』ライデン版、『大旅行記』、『日録』に書かれている女奴隷ジャーリヤ jāriya のうち、仕事・役割が判明している者の事例を表にしたものである。

女奴隷をさすジャーリヤの仕事が判明している事例は計161件(『千夜一夜物語』ライデン版69件、『大旅行記』64件、『日録』28件)である。それぞれの項目に関して説明すると、軍事とは軍事行動に従事している場合をさす。使者とは、使者として伝言や手紙などを持って派遣される場合である。随行とは、日常生活の中で供として主人と共に在る場合である。対して、随行(遠方)とは、遠方への旅などに随行する場合である。売買、及び贈り物とは、女奴隷自身が

売買・贈与の対象となる場合である。

	『千夜一夜物語』	『大旅行記』	『日録』
軍事	0 (0%)	2 (3.13%)	0 (0%)
使者	2 (2.90%)	1 (1.56%)	3 (10.71%)
随行者	14 (20.29%)	5 (7.81%)	3 (10.71%)
随行者(遠方)	0 (0%)	11 (17.19%)	1 (3.57%)
召使い	21 (30.43%)	9 (14.06%)	2 (7.14%)
売買	5 (7.24%)	4 (6.25%)	15 (53.57%)
贈り物	0 (0%)	19 (29.69%)	1 (3.57%)
側妾	1 (1.45%)	3 (4.69%)	0 (0%)
歌舞音曲	8 (11.59%)	3 (4.69%)	0 (0%)
その他	16 (23.19%)	9 (14.06%)	3 (10.71%)
合計	69	64	28

まず、『千夜一夜物語』ライデン版の事例から考えてみたい。召使いとしての働く比率が約三割と一番高い。これは、女奴隷の仕事として、召使いとしての職務が重要であったことを示唆している。召使いとしての職務の内容は、取次ぎ⁵⁸や給仕⁵⁹といった男奴隷や宦官と共通するものの他に、女主人の服の着替えの手伝い⁶⁰といった、女奴隷にしかできないものも存在する。次に多いのが主人の外出の際の随行者で約二割である。主人の外出の際の随行者の事例14件の主人の性別は、男主人2件⁶¹、女主人12件⁶²である。つまり、女主人の外出に女奴隷が随行者という図式が存在しているといえる。

一方、『大旅行記』においても、同じく召使いとしての事例が多いが、他にない特徴としては贈り物としての事例が多いことがあげられる。これはウラマーとして広く旅をし、行く先々で自身が女奴隷を贈られる場合も多かった『大旅行記』ならではの特徴といえる。また、女奴隷が贈り物として好まれたであろうことは容易に推測できる。遠方への随行者の事例が多いのも、同じくイブン・パットゥータ自身が旅をしていたこと、及び旅の途上で同じく奴隷をつれた旅人と会う機会に恵まれていたからだといえよう。

これらに対して、『日録』では売買の対象としての女奴隷の記述が非常に多い。これは、公証人としての職務として、女奴隷の売買に立ち会う機会が多かったイブン・タウクの特徴が出ているといえる。

これらの検討から、まず史料によって女奴隷の仕事の記述に差があることがわかる。そのような中でも共通するのが、召使いとしての職務と随行者としての職務である。それに加えて、女性に特有の仕事として、歌舞音曲の演奏や側妾、料理といったものがあげられる。自由人の女性が男性のいる場で働く、特に顔を見せて働くということは通常困難であったと推測される。そのため、働く場における女奴隷の必要性は、男の奴隷とは別の意味で高かったのではないだろうか。同じく随行者の事例も、女主人の随行者という職務の性格から女性の方が好ましいとされたと推測できる。特に『千夜一夜物語』ライデン版で女奴隷の随行者の事例が多い理由としては、女主人につき従う女奴隷というモチーフ、いわば女主人を飾る存在として描かれているためだろう。

3. 女奴隷の犯罪

『千夜一夜物語』と『大旅行記』、『日録』においては、奴隷が犯罪を行う姿もまた描かれている。『日録』では、奴隷の犯罪に関する記述は27件あり、その内容は窃盗⁶³、殺人⁶⁴、盗賊⁶⁵、売春⁶⁶、逃亡⁶⁷などである。また、略奪⁶⁸や殺害⁶⁹といった犯罪の被害者となる例も3件存在している。『大旅行記』や『千夜一夜物語』には奴隷の犯罪の事例はあまり描かれていないが、盗みの他に姦通といった事例が

ある。なお、これらのうち女奴隷の犯罪の事例は11件ある。

例えば、女奴隷の窃盗の事例をあげると、『日録』には次のようなものがある。

聞くとところによると、法官が黒人の女奴隷 jāriya の手首を切断した。というのも、彼女はイブン・サーリフ・アルバスラウィーの財産を盗んだからである。それから、彼(法官)は、彼女から(財産を)取り返した⁷⁰。

『日録』には同様に盗みを働き、手首を切られ、絞首刑に処される男奴隷の記述も存在する⁷¹。このような他人に対する窃盗のほか、『大旅行記』『夜の叫びの逸話⁷²』では、奴隷が主人の金品を盗む記述が存在する。

また、彼⁷³は女奴隷 jāriya と奴隷 ghulām を購入した。ところで彼は、自身の衣服の袋の下に金貨を残したままにしておく習慣であった。というのは、彼は金貨に関して誰一人(人を)信じていなかったからである。しかし、その奴隷と女奴隷は金貨を奪うことに合意し、そして彼ら2人は金貨を奪って逃げた。彼が家に帰ったとき、彼は奴隷たちの痕跡も見つけることができず、また金貨も見つけることができなかった。そこで、彼は飲食を控え、その結果病がひどくなった。

主人の側近くに使える奴隷だからこそ、隠していた金品の場所を知ることができた。購入された奴隷は、大抵主人の身の回りの世話をするなど側近くに仕えるため、非常に近い存在となる。その繋がりが逆にこのような危険をもたらす場合もあったことは想像に難くない。

また『日録』には女奴隷の売春の事例も存在する。

ハナフィー⁷⁴(家)において、以下の話があった。「ダマスクスの女奴隷たち mamlūkāt が求めによって、ハンバル家にやってきていた。そして、ハンバル家において、罪深い人々(男達)が、家の広間にやってきた。女性たちは広間(という場所)を得て、(性行為を)数多くなした。(中略)」。その話の要約によれば、彼女たちは多くが悪しき者であり、アクシャルとその全員が逮捕され、拘留された。

このような売春の記述はもう一例ある⁷⁵。同じく売春が発覚し、逮捕の対象となっていることから、この時代のダマスクスにおいては、奴隷の売春は非合法とみなされていたことがわかる。

『日録』には奴隷の逃亡記録も残されている⁷⁶。だが、逃亡した奴隷がその後捕まった事例はない。他方、逃亡した女奴隷がナーイブ(臨時総督)の家に逃げ込む次のような事例が存在する。

(891年9月11日/1486年9月10日⁷⁷)火曜日(の出来事)。アルガズビー、すなわちラディー・アッディーンについて以下のように言われた。彼は、義理の母親のもとにいる白人の女奴隷を殴った。なぜなら彼女は、彼の義理の母の家にいた異国の男が性交渉を持ったのではないかと疑われたからである。そこで、彼女はナーイブの家に逃亡した。彼女は、彼(ガズビー)の家にはお金のはいた二つの壺があると語った。そこで、ナーイブは彼の元に警護長と、ナキーブ(執達吏)を送った。それから、私の主であるシャイフのもとに面

会のためにやってきた。私の主であるシャイフは彼らにそれを許さなかった。それで、その女奴隷はナイーブの家につづけた⁷⁸。

この女奴隷が結局どうなったかは書かれていないが、主人の家族に嫌疑をかけられ、殴られた場合でも奴隷が臨時総督という役職ゆえにナイーブの家に保護を求めて逃げ込むという図式が存在している。女奴隷と主人の家族との間で問題が発生し、暴力を振るわれた場合でも法的な保護が期待できたことを表すものである。

同じく『大旅行記』においても、イブン・バットウータ自身が、二度奴隷に逃げられた記述を残している⁷⁹。このように、奴隷が逃亡することはしばしばあっただろうと推測される。しかし、主人にとって自分の奴隷の逃亡は、奴隷自体が持つ財産的価値から見ても、精神的な衝撃から見ても、大きな痛手を与えるものであったと考えられる。

『日録』の記述からは、現実の上でもこのように罪を犯す奴隷、また逆に主人と共に犯罪に巻き込まれる奴隷など多様なあり方があったことがわかる。

4. 女奴隷と解放

Ⅱでのべたように、奴隷解放はイスラムにとって重要な善行のひとつであった。例えば、クルアーン第2章177節には以下のようにある。

正しく仕えるということは、あなたがたの顔を東または西に向けることではない。つまり正しく仕えるとは、アッラーと最後の(審判の)日、天使たち、諸啓典と預言者たちを信じ、かれを愛するためにその財産を、近親、孤児、貧者、旅路にある者や物乞いや奴隷の解放のために費やし、礼拝の務めを守り、定め喜捨を行い、約束した時はその約束を果たし、また困苦と逆境と非常時に際しては、よく耐え忍ぶ者。これらこそ真実な者であり、またこれらこそ主を畏れる者である⁸⁰。

上記のように、クルアーンにおいても、男奴隷・女奴隷を問わず奴隷の解放は推奨されていた。では、当時の人々はどのような時に女奴隷の解放を行っていたのだろうか。

例えば、『日録』には次のような記述がある。

(890年11月1日/1485年11月9日)祝福された月初め、水曜日(の記録)。その前日、私の主であるアッサイド・カマル・アッディーンと、その書記と、シハーブ・アッディーン・アルアッカーリーが死者の家にやってきた。(中略)私達は、(死んだ)彼女の家で、彼女からの遺産を整理して書き記した。立会人は、重要なシャイフであり、彼女の夫であるバハーウ・アッディーン・ムハンマド・アルファッラーであった。私の主であるアッサイド・カマル・アッディーンは、バハーウ・アッディーンと、彼女(彼の妻)の黒人の女奴隷、ハリートについて話した。私の主であるアッサイド・カマル・アッディーンに、バハーウ・アッディーンは以下のように話した。「私は死者(彼女)が死ぬ直前に次のようにいうのを聞いた。彼女が言うには『実に、私の女奴隷は自由の身です。そして、私はそのこと(自由身分に解放したということ)を、既に書き記しました。』」そこで、別の者(彼女

の夫)が、そのこと(女奴隷が解放されたということ)を書いた。それで、(女奴隷は)イスラムの自由に属する(全ての人々と同じような)自由人となった。私の主人、カマル・アッディーンは、彼女(女奴隷)に次のように言った。「お前が、私のもとか、お前の女主人の夫のもとか、もしくは他の場所(という選択肢)のいずれを選ぼうと、お前は自由の身である。お前は誰かに何かを負うことはない⁸¹」。

この事例では、女奴隷の女主人が、死ぬ前に自分の女奴隷を解放するために証書を作成したこと、死後遺言に則り、夫やイブン・タクラ証人の同席のもと、女奴隷が解放されたことが示されている。女奴隷をただ解放するのみではなく、その後の身の振り方が提示されていることにも注目したい。

死の直前の奴隷の解放の描写は、『千夜一夜物語』にも現れる。例えば、『商人と魔王の物語』でも、死期を悟った商人が奴隷の解放を行っている。

彼は遺産の分配と遺言をはじめた。そして、彼は借金を返却して、贈り物をし、与え、喜捨を行い、クルアーンの読み人たちに命じて彼のためにクルアーンの読誦会⁸²を行わせた。それで彼は公正な公証人たちを連れてきて、女奴隷たち jawāri と奴隷たち 'abid を解放し、年長の子供たちに彼自身の財産から子供たちの取り分を与え、年少の子供たちを(面倒をみってくれる者に)ゆだね、彼の妻に財産と(婚)資の全てを与えた⁸³。

まず彼は贈り物や喜捨などの善行、クルアーンの読誦会という信心深い行為を行った。その後、公証人を呼ぶという正式な手続きを踏んだうえで、わざわざ奴隷を解放し、それから家族に遺産を分配している。ここでは、物語の作者が、死の前に行うべき行為のひとつとして奴隷の解放を考えていたといえる。

他方、『アリー・イブン・バクカルと女奴隷シャムス・アンナハールとの物語』では、カリフが龍姫の死後、彼女の女奴隷全てを解放する⁸⁴という場面がある。これは、カリフの悲嘆と度量の大きさを示そうとした記述である。

他に解放が描かれている場面として、祝祭がある。『千夜一夜物語』の『海生まれのジュラナールとその息子バドル王子の物語』では、長い間子供に恵まれなかった王に王子が誕生した時の祝祭の様子を次のように描写している。

王は、侍従たちやアミールたちに、街を飾るように人々に命じた。そして、牢獄を開き囚人たちを自由の身にして、孤児たちと未亡人たちに衣服を着せ、喜捨を行い、良き知らせを(街に)響かせ、盛大な祝祭を行った。貴顕の者たちも民衆たちも祝祭にやってきた。そして、彼は宦官たち khu-ḍ ddām、女奴隷たち jawāri、マムルークたち mamālīk を解放した⁸⁵。

この場面では、死に際しての解放と同様、祝祭時に他の諸々の善行と共に奴隷の解放が行われている。このような祝祭の場面は『大旅行記』にも現れる⁸⁶。奴隷の解放が、祝祭の際ふさわしい行為と考えられていたといえるだろう。

以上のような解放の場面をふまえると、奴隷解放という行為は、決して特例ではなく、主人の死の際や祝祭時に頻繁に行われ、かつ

善行として認識されていた。そのため、『千夜一夜物語』においても、一般民衆になじみの場面として、奴隷解放が登場するのだろう。

5. 女奴隷の死亡録

本稿のはじめに、今回使用する三つの史料には、その記述の目的や様式、性格に違いがあることを述べた。『千夜一夜物語』ライデン版については、奴隷の死亡の描写は存在しない。『大旅行記』にも、イブン・バトゥータ自身の女奴隷の死亡の記録⁸⁷を別とすればあまり記述は現れない。だが、『日録』のみに頻出するのが、奴隷の死亡記録であり、51件の事例が存在する。どのような奴隷たちが、どのような状況で死去し、なぜそれをイブン・タウクがわざわざ書き留めているのか、それに関して考えてみたい。

まず、死亡記録52件のうち、女奴隷の死亡記録はジャーリヤ24件、スッリーヤ10件と全体の半分以上を占める。つまり、男奴隷や宦官と比較して、女奴隷であるジャーリヤとスッリーヤの記述が多いといえる。では、イブン・タウクはどのような女奴隷の死亡記録を記しているだろうか。側妾であるスッリーヤの死亡録には、次のようなものがある。

カーディー(裁判官)であるシハーブ・アッディーン・アルアジュルーニーの側妻 surriya でカーディーの子供たちの母であったものが死去した。サギール門⁸⁸近くに葬られ、私(イブン・タウク)は葬儀に参列した⁸⁹。

スッリーヤは側妾であり、かつ奴隷身分である。しかし、その葬儀にウラマーである著者が参列している点に注意を払いたい。

スッリーヤの死亡記録のみではなく、女奴隷ジャーリヤの記録も多い。例えば、次のようなものがある。

この日、902年11月9日/1497年7月10日に、このごろ出産を行ったイブラーヒーム・アッサッパグの娘が死去した。また同じ日に、古い食堂に勤めていた年老いた黒人の女奴隷 jāriya が死去した⁹⁰。

上記のように、自由人の女性の記録と同列に死亡記事が記される例も存在した。

このように女奴隷は、自由人の女性と同じく死亡録に残され、かつ葬儀の様子や埋葬される場所まで記されることもある。主人の子供を産めば家族の一員となる⁹¹のみならず、ウンム・アルワラド⁹²という地位を獲得する女奴隷は、主人にとって近い存在とみなされていたのではないだろうか。

以上、本稿では『千夜一夜物語』、『大旅行記』、『日録』から女奴隷の事例を抽出し、分析することを試みた。

同時代の年代記である『日録』や旅行記の記述と、文学作品である『千夜一夜物語』ライデン版には、それぞれの史料には事例の比率に違いはあるが、基本的には女奴隷の描写は符合している。結論としていえば『千夜一夜物語』ライデン版の女奴隷においては、特に現実から遊離した姿は描かれていないように思える。女奴隷自体をモチーフや主人公として扱った話は非常に少なく、強いていうならば、「女奴隷アニース・アルジャリースとヌール・アッディーン・イブン・ハーカンの物語⁹³」と「海生まれのジュッラナルとその息子バドル王子の物語⁹⁴」のみである。前者は、忠実な美しい女奴隷とその主人との恋愛譚であり、ある種理想化された奴隷像が描かれている。後者もジュッラナルと王との恋愛譚であるといえるが、

しかし彼女が奴隷身分であることが強調されるのは登場時の出会いのさい、美しい女奴隷として売られてくる場面のみであり、その後子供をもうけてからは、奴隷身分であったことには何も触れられず、むしろ人間ではない海の王の一族であることに主眼がおかれている。ライデン版より後に成立した『千夜一夜物語』カルカット第二版では女奴隷をモチーフとする話は増加する⁹⁵。また男奴隷が主人からの解放を拒否する話⁹⁶など、奴隷であることや奴隷制というシステムが話のレトリックとして用いられ、誇張されたりしているものも存在する。これは、ライデン版の約4倍という全体の話の分量の違いに起因するのか、それとも後の時代の奴隷観が影響しているのかはわからないが、ライデン版には、このような描かれ方は見られない。一般市民の持つ普通の奴隷よりもある程度の定型化した富裕層の生活を飾りつける奴隷像が多いという特徴はあるが、ライデン版ではそのほとんどが社会のさまざまな場で働く奴隷であり、その描写は実際の社会の女奴隷を含む奴隷全般の姿を映し出した、現実社会の鏡としての奴隷像であるといえる。

これらを踏まえて、三つの同時代史料から浮かび上がった女奴隷について考えてみると、イスラム世界の女奴隷にはさまざまな仕事があり、また、売買が頻繁に行われ、死亡までが記録されることがあったこと、加えて解放が頻繁に行われ、その行為は善行に分類され宗教的な価値が付随していたことがいえる。

つまり、女奴隷は非常に広い範囲でイスラム社会に浸透していた。これは、家内奴隷が社会生活において重要な役割を果たしていたことの現れである。また後宮における仕事や歌姫といった、女奴隷にしかできない仕事の存在は、女奴隷が自由人の女性には不可能な社会的職能を担っており、特殊な価値を持っていたことを示唆する。また、その職能ともあいまって、女奴隷は主人に近い存在とみなされていたといえるだろう。

注

1. 女性に関する代表的な先行研究としては、包括的なものとして、Leila Ahmed, 1992, *Women and Gender in Islam: Historical Roots of a Modern Debate*, New Haven & London (ライラ・アハメド/林正雄、岡真理、本合陽、熊谷滋子、森野和弥訳、2000『イスラムにおける女性とジェンダー』法政大学出版局)、歴史史料を用いた研究としては、Amira El Azhary Sonbol ed., 1996, *Women, the Family, and Divorce Laws in Islamic History*, New York, 中世に関するものとして Gavin R. G. Hambly ed., 1999, *Women in the Medieval Islamic World: Power, Patronage, and Piety*, New York があげられる。
2. 女奴隷に言及した先行研究の代表的なものとして、9-12世紀カイロのユダヤ社会における男奴隷と女奴隷に関して述べた S. D. Goitein, 1967, "Slaves and Slave-Girls", *Mediterranean Society*, vol. 1, Berkeley, pp. 130-147, またマムルーク朝期の家内奴隷に着目した Shaun E. Marmon, 1999, "Domestic Slavery in the Mamluk Empire: A Preliminary Sketch", Shaun E. Marmon ed., *Slavery in the Islamic Middle East*, Princeton, pp. 1-23 があげられる。
3. 『千夜一夜物語』の詳細な情報については、下記の文献に詳しい。Muhsin Mahdi, 1984-94, *The Thousand and One Nights (Alf Layla wa Layla) from the Earliest Known Sources: Arabic Text Edited with Introduction and Notes*, 3 vols., Leiden. 以下 *Alf Layla wa Layla*, Leiden と略記する。前嶋信次, 2000『千夜一夜物語と中東文化』平凡社、同上、1970『アラビアンナイトの世界』講談社現代新書(再刊:平凡社ライブラリー、1995); Robert Irwin, 1994, *The Arabian Nights: A Companion*, London (ロバート・アーウィン、1998、西尾哲夫訳『必携アラビアン・ナイト 物語の迷宮へ』平凡社); 杉田英明、1998『千夜一夜物語』『歴史学事典 第六巻 歴史学の方法』弘文堂、pp. 358-359; Ulrich Marzolph and Richard van Leeuwen eds., 2004, *The Arabian Nights Encyclopedia*, Santa Barbara.
4. 前嶋信次・池田修訳、1966-92『アラビアン・ナイト』全18巻、平凡社。
5. *Alf Layla wa Layla*, 1839-42, William Macnaughten ed., 4 vols., Calcutta. (前嶋信次・池田修訳『アラビアン・ナイト』全18巻、平凡社、1966-92)。以下それぞれ *Alf Layla wa Layla*, Calcutta, 『アラビアン・ナイト』と略記する。
6. *Alf Layla wa Layla*, Leiden.

7. Antoine Galland, 1703-13, *Les mille et une nuit*, 12 vols., Paris.
8. Boaz Shoshan, "Social Life and Popular Culture in the Arabian Nights," *The Arabian Nights Encyclopedia*, pp. 50-54.
9. 杉田英明「千夜一夜物語」『歴史学事典 第六巻 歴史学の方法』, p. 358.
10. Ibn Baṭṭūṭā, 1968-69, *Tuhfa al-Nuḡzār fi Gharā'ib al-Amṣār wa 'Ajā'ib al-Asfār* (*Voyages d'Ibn Batoutah*), C. Defrémery and R. B. Sanguinetti ed. and tr., 4 vols., Paris (初版1854), 以下注においては *Tuhfa* と略記する。
11. 家島彦一, 2003『イブン・バットゥータの世界大旅行』平凡社新書, pp. 76-79.
12. 同上, pp. 91-94.
13. 同上, pp. 272-276.
14. Ibn Ṭawq, 2000-2004, *al-Ta'liq*, Ja'far al-Muhājir ed., vols. 1-3, Damascus, 以下注においては *al-Ta'liq* と略記する。
15. 特にマムルーク朝において使われた官職。一般的に「代理」を意味し、例えば裁判官(カーディー)の代理なども務めた。H. A. R. Gibb, "nā'ib" in *EI2*, "nā'ib" in M. A. Duhman, 1990, *Mu'jam Alfāz al-Tārīkhīya fi al-'Aṣr al-Mamlūkī*, Damascus. 以下 *Mu'jam Alfāz* と略記する。
16. 『聖クルアーン』三田一訳, 1996, 日本ムスリム協会, p. 31.
17. 佐藤次高, 1991『マムルーク』, 東京大学出版会, p. 2.
18. 佐藤次高, 2004『イスラームの国家と王権』, 岩波書店, pp. 134-135.
19. Marmon, 1999, "Domestic Slavery in the Mamluk Empire: A Preliminary Sketch", p. 6.
20. 佐藤次高『イスラームの国家と王権』pp. 134-135.
21. イラク南部のサワード地方でおこった反乱で、塩の灌漑に従事していた黒人奴隷ザンジュもこれに参加した。近年の研究では、反乱の主体を支配者層によるものとするShabanや余部、嶋田の説もある。Muhammad A. Shaban, 1976, *Islamic History: A New Interpretation*, Cambridge; 余部福三, 1981「ザンジュの乱」『イスラム世界』18, pp. 19-35; 嶋田襄平, 1977『イスラームの国家と社会』岩波書店。
22. クルアーン 2:178, 4:25.
23. クルアーン 2:177, 4:33, 4:36, 4:92, 5:89, 58:3, 58:4, 90:13.
24. クルアーン 4:3, 4:24, 23:6, 24:33, 24:32, 33:52.
25. クルアーン 24:31, 24:58, 33:55.
26. クルアーン 16:71, 16:75, 23:47, 26:22, 30:28, 33:50.
27. 右手の所有するものは、クルアーンにおいては奴隷のことをさす。
28. 『聖クルアーン』三田一訳, p. 93.
29. 佐藤次高『イスラームの国家と王権』pp. 135-136.
30. 『聖クルアーン』三田一訳, p. 163.
31. 『聖クルアーン』三田一訳, pp. 429-430.
32. 『聖クルアーン』三田一訳, p. 429.
33. 柳橋博之, 2001『イスラーム家族法』, 創文社, pp. 633-634.
34. アム川流域からシル川流域をさすマー・ワラー・アンナフルの法学者。スンナ派四法学派のひとつハナフィー派に属する。(柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』人名一覧, p. 58.)
35. Bukhārī, *Kashf al-Asrār*, Cairo, vol. 4, p. 281.
36. ibid.
37. 柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』, 創文社 pp. 66-67.
38. John R. Willis ed., 1985, *Slaves and Slavery in Muslim Africa*, vol. 1, London, p. 248.
40. なお、アブドもアマと同じくセム系の言葉から流入し、ヘブライ語の聖書でも同様に奴隷という意味で既に使われていた。R. Brunschvig, "abd" in *EI2*.
41. 佐藤次高『イスラームの国家と王権』p. 133.
42. マムルーク朝時代初期のトリポリで法官(カーディー)職を務めた学者。高野太輔, 1998「リサーン・アルアラブ」『歴史学事典 第六巻 歴史学の方法』弘文堂, p. 356.
43. Ibn Manẓūr, *Lisān al-'Arab*, Cairo, n.d.
44. *Lisān al-'Arab*, "abd", p. 2776
45. *Lisān al-'Arab*, "jāriya", p. 611.
46. *Lisān al-'Arab*, "surrya", p. 1989.
47. 通常「大臣」[宰相]と訳される。しかし、マムルーク朝期にはその権力は低下し、特に14世紀以降は財務官に権限が縮小されるようになった。Muhammad Qasim Zaman, Anne-Marie Eddé, A. Carmona, Ann K. S. Lambton, and Halil İnalcik, "wazīr" in *EI2*, "wazīr" in *Mu'jam Alfāz*.
48. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 435.
49. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 437.
50. *Alf Layla wa Layla*, Calcutta, pp. 489-537, 『アラビアン・ナイト』10, pp. 232-353.
51. *Alf Layla wa Layla*, Calcutta, pp. 212-251, 『アラビアン・ナイト』7, pp. 164-212.
52. 前嶋信次, 2000『千夜一夜物語と中東文化』, pp. 91-117.
53. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 449.
54. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 435, p. 449, p. 481, p. 483, p. 484.
55. *al-Ta'liq*, p. 592.
56. *al-Ta'liq*, p. 411.
57. Goitein, "Slaves and Slave-Girls," pp. 140-141.
58. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 368.
59. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 430, p. 494, p. 524.
60. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 524.
61. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 393, p. 437.
62. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 211, p. 523 など。
63. *al-Ta'liq*, p. 777 など。
64. *al-Ta'liq*, p. 451 など。
65. *al-Ta'liq*, p. 795 など。
66. *al-Ta'liq*, p. 343, p. 463.
67. *al-Ta'liq*, p. 662, p. 1296.
68. *al-Ta'liq*, p. 1300.
69. *al-Ta'liq*, p. 654, p. 1288.
70. *al-Ta'liq*, p. 777.
71. *al-Ta'liq*, p. 1400.
72. *Tuhfa*, vol. 1, pp. 126-130; 家島彦一訳『大旅行記』2, p. 51.
73. グラナダ出身者で、シリアからメディナまでのバットゥータの旅の同行者アリー・イブン・フジュル・アルウマウィーをさす。(家島彦一訳『大旅行記』2, p. 51)。
74. アブー・ハニーフア(767没)の名に由来するスンナ派四法学派のひとつ。アッバース朝カリフの保護を受け、マシュリク、マグリブに広まった(柳橋博之、嶋田襄平「ハナフィー派」、『新イスラム事典』)。但し、ここでのハナフィー家、ハンバル家は事件の内容から四法学派に属する各派とは無関係だと考えられる。
75. *al-Ta'liq*, p. 343.
76. *al-Ta'liq*, p. 627 など。
77. 本稿では、記事の日付が判明している場合にはヒジュラ暦(イスラム暦)/西暦という書式で示す。
78. *al-Ta'liq*, p. 650.
79. *Tuhfa*, vol. 2, p. 313; 家島彦一訳『大旅行記』3, p. 306; *Tuhfa*, vol. 2, p. 450; 家島彦一訳『大旅行記』4, p. 85.
80. 『聖クルアーン』三田一訳, 日本ムスリム協会, p. 31.
81. *al-Ta'liq*, p. 528.
82. クルアーンの説諭会はムスリムにとって非常に大きな意味を持っていた。
83. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 75.
84. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 432.
85. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, p. 494.
86. *Tuhfa*, vol. 3, p. 235; 家島彦一訳『大旅行記』5, p. 66.
87. *Tuhfa*, vol. 4, p. 109; 『大旅行記』6, p. 142.
88. ダマスカス旧市街を取り囲む市壁の七つの門のうちのひとつで、南に位置する。N. Elisséeff, "Dimashq" in *EI2*.
89. *al-Ta'liq*, p. 45.
90. *al-Ta'liq*, p. 1503.
91. 柳橋博之『イスラーム家族法』, p. 542.
92. 法制上、女奴隷は主人の子供を産むとウム・アルワラド *umm al-walad* と呼ばれる存在となり、主人の死後は自由身分を獲得することとなっていた(柳橋博之『イスラーム家族法』p. 542.)
93. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, pp. 434-481.
94. *Alf Layla wa Layla*, Leiden, pp. 481-532.
95. *Alf Layla wa Layla*, Calcutta, pp. 489-537, 『アラビアン・ナイト』10, pp. 232-353.
96. *Alf Layla wa Layla*, Calcutta, pp. 324-325, 『アラビアン・ナイト』3, pp. 98-101.